

著作権登録における個人の氏名・住所の代替措置について

令和7年8月
文化庁著作権課

著作権登録制度では、著作権登録がされることにより著作権登録原簿等に氏名や住所が記録・記載される個人の方(著作者、複製権等保有者等)から申出があり、かつ、一定の要件を満たしている場合は、著作権登録原簿等に「公示用氏名」(ペンネーム等)及び「公示用住所」(著作物を出版する出版社の住所等の、本人と連絡することができる連絡先)を記録・記載し、第三者から登録事項記載書類の交付請求等があった場合はこの公示用氏名・公示用住所のみを記載する(実際の氏名・住所は第三者に開示されない)ようにする措置(以下「代替措置」といいます。)をとることが可能となりました。(著作権法施行規則第20条の2)

代替措置を希望される方は、以下の内容を確認の上、別紙の様式に従って申出を行ってください。

1. 代替措置の申出をすることができる方

著作権登録原簿又はその附属書類に、氏名又は住所が記録又は記載されている(※)自然人(個人)の方(著作者や複製権等保有者などが該当します。以下「被記録者」といいます。)であって、下記2の要件を満たす方。

(※)現に著作権登録原簿又はその附属書類に氏名又は住所が記録又は記載されている方のほか、これから著作権登録の申請をしようとする方が、申請と同時に代替措置の申出をすることも可能です。また、代理人による申請(例:出版権者となる出版社を代理人として行う申請)も可能です。

2. 代替措置の要件

- 氏名についての代替措置を求める場合は、被記録者が、登録に係る著作物の著作者又はその配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹であること。
- 住所についての代替措置を求める場合は、被記録者の住所が明らかにされることにより、当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること(※)。

(※)例えば、被記録者が住所を公表していないマンガ家であり、住所が明らかにされることで一部のファン等が自宅周辺を訪れることによる本人の生活環境の悪化のおそれがある場合など。

3. 代替措置の内容

- 著作権登録原簿・附属書類に記録・記載されている被記録者の氏名・住所に加えて、被記録者から申出のあった公示用氏名・公示用住所を記録・記載します。
- 第三者から「登録事項記載書類の交付請求」や「著作権登録原簿の附属書類の写しの交付請求」等があった場合、第三者に交付する書類には、公示用氏名・公示用住所のみが記載され、被記録者の実際の氏名・住所は記載されません。

4. 代替措置の申出の方法

- 別紙の様式に従って申出書及び公示用住所提供者の承諾書を作成し、必要な添付資料を添えて申し出てください。必要な添付資料は以下のとおりです。

氏名について新たに代替措置の申出をする場合・公示用氏名の変更の申出をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 被記録者の氏名及び住所又は居所が確認できる本人確認書類(住民票の写し等) ● 委任状(代理人によって申出をする場合)
住所について新たに代替措置の申出をする場合・公示用住所の変更の申出をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 被記録者の氏名及び住所又は居所が確認できる本人確認書類(住民票の写し等) ● 委任状(代理人によって申出をする場合) ● 公示用住所が公示用住所提供者のものであることが確認できる書面(公示用住所提供者(会社)の登記事項証明書等) ● 公示用住所提供者の承諾書
代替措置を希望しない旨(廃止)の申出をする場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 被記録者の氏名及び住所又は居所が確認できる本人確認書類(住民票の写し等) ● 委任状(代理人によって申出をする場合)

- 新規の出版権登録申請と同時に申出をする場合は、見落としを避けるため、必ず、申出書の欄外に「同時にする登録申請あり」と、出版権登録申請書の欄外には「同時にする代替措置申出あり」と、それぞれ記載してください。なお、登録申請と同時に申出をする場合は、申出書のうち「1 登録番号」及び「2 申請の受付の年月日及び受付番号」の記載は不要です。
- 提出された申出書をもとに審査の上、要件を満たす場合は代替措置が講じられます。審査に当たって不明な点がある場合は、追加の資料の提出、口頭での説明等を求める場合があります。

5. 代替措置の変更・廃止の申出の方法

- 既に代替措置が講じられている出版権登録について、公示用氏名・公示用住所の変更、又は代替措置の廃止を希望する場合は、別紙の様式に従って申出書を作成し、申し出てください。

6. 代替措置が講じられていない登録事項記載書類の交付請求等

- 被記録者本人やその相続人は、代替措置が講じられていない登録事項記載書類の交付等を請求することができます。被記録者との関係が分かる本人確認書類を添えて請求してください。詳しい手続については文化庁著作権課・著作権登録係までお問い合わせください。

令和7年 10月 1日

文化庁長官 殿

- 1 登録番号 12345
- 2 申請の受付の年月日及び受付番号(※氏名についての代替措置を希望する場合に記載)
令和7年5月1日 第1号
- 3 被記録者(及び代理人)
- 住所 〒XXX-XXXX TEL(XX)XXXX-XXXX
東京都千代田区霞が関〇〇
- フリガナ 氏名 モンブ ショウ
Email: ***@***.**.jp
- 代理人住所 〒XXX-XXXX TEL(XX)XXXX-XXXX
東京都港区虎ノ門〇〇
- 代理人氏名(名称) 株式会社文科出版 代表取締役 文科 一郎
(連絡担当者:〇〇担当 文教 恵(内線1234) Email:***@***.**.jp)

4 代替措置の希望の別(いずれかにレ点及び〇を記載)

<input type="checkbox"/> [氏名・住所]について代替措置を希望する
<input type="checkbox"/> [公示用氏名・公示用住所]の変更を希望する
<input type="checkbox"/> [氏名・住所]について代替措置を希望しない(代替措置の廃止を希望する)

- 5 被記録者の住所又は居所が明らかにされることにより、当該被記録者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることの原因(※住所についての代替措置を希望する場合に記載)
- 被記録者は住所又は居所を公開しておらず、その住所又は居所が明らかにされることで、不特定多数者の来訪等により生活の平穩が害されるおそれがある。
- その他(以下に記述してください)

6 公示用氏名・公示用住所

公示用住所 〒XXX-XXXX 東京都港区虎ノ門〇〇 株式会社文科出版 気付

フリガナ 公示用氏名 フンカ 千代

- 7 添付資料の目録
- 住民票の写し 1通
- 委任状 1通
- 登記事項証明書 1通
- 承諾書 1通

(別紙 2) 公示用住所提供者の承諾書〔様式例〕

承諾書

下記の被記録者の住所につき、公示用住所として下記の住所を提供することを承諾します。

令和 7 年 10 月 1 日

公示用住所提供者 東京都港区虎ノ門〇〇

株式会社文科出版 代表取締役 文科 一郎 (印)

記

1 被記録者

住所	東京都千代田区霞が関〇〇
フリガナ 氏名	モンブ ショウ 文部 翔

2 公示用住所

東京都港区虎ノ門〇〇 株式会社文科出版 気付

以上